

別居・離婚後の児童虐待等を防止する公的支援を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 26 号

受理年月日 令和元年 10 月 7 日

付託年月日 令和元年 10 月 24 日

陳情者
.

陳情原文 2012年には民法が改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と初めて、共同養育・面会交流・養育費に関して、明記されました。

しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、共同養育・面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、さらに、離婚もされていない夫婦の別居状態において、養育費の支払いが行われていたとしても、連れ去り側の同居親が公的支援機関がないからといった一方的な理由で面会交流に応じないといった親子の引き離しが行われ、共同養育や面会交流が遅々として進んでいないのが現状です。

こうした中、兵庫県明石市では、これらの現状を踏まえ、2014年より、国に先駆け、子ども養育の専門相談窓口を設け(弁護士、臨床心理士など専門スタッフ)共同養育や面会交流を定めた「子どもの養育に関する合意書」や「子ども養育プラン」の作成アドバイスを行っています。これらの明石市の取組みは、厚生労働省でも「ひとり親家庭への支援施策に関する事例」として注目されており、社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」においても、「共同養育、養育費の確保・面会交流については、「明石市こども養育支援ネットワーク」に見習う点も多い。」との意見が述べられています。

江戸川区においても、関係職員の研修やホームページに面会交流や共同養育支援の案内の掲載、上記明石市の取組みを参考にした公的支援・相談体制が必要であると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区において、兵庫県明石市の取組みを参考に、別居・離婚後の児童虐待・人権侵害を防止するため、共同養育支援、面会交流支援に対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図って下さい。